

公共政策について

——イタリアとイギリス——

藤井利男

目次

はしがき

1. イタリア

(1) 産業構成の変化

(2) 公共企業の運営

2. イギリス

(1) 保守党政府

(2) 労働党政府

(3) 保守党政府

(4) C B I の活動と合併

はしがき

国家と産業との間の関係は公共政策として取上げられてきた。本研究ノートは西ヨーロッパにおける国家と企業との関連を持株会社として、特異な形態をとるイタリアと独自の展開をしてきたイギリスの公共政策を主として1960年から1970年にかけての変化を取上げたものである。なお本研究ノートは Raymond Vernon, Editor による *Big Business and the State* における Romano Prodi (イタリア) と Trevor Smith (イギリス) に関する部分を中心に展開したものである¹⁾。

1. イタリア²⁾

「イタリアでは連続的な制度的な変動があったとはいえ、公共部門と私的部門との間に密接な結びつきが永久的な要素を展開してきたのである³⁾」。このような公的な干渉はファシストの期間よりずっと前に始まっており、それは産業発展の初期に始まっていたようだ。

1960年代にはイタリアではヨーロッパ共同体とイタリア経済の運営との間にいくつかの根深い矛盾が存在していたが、それらは「イタリアにおける政府と産業間の特殊な関係から生じたことは明白であったが、1960年代の初めには3つの特殊な特徴があった。それはイタリア南部—Mezzogiorno—を、その国の残余とするどく区別した所得水準と発展の水準における相違であり、それと高い失業水準、公的企業の拡散的な普及の存在である。とくに Mezzogiornoの問題はイタリア産業政策において次第に中心的な役割を果たすようになったのである⁴⁾」。

これに対してのイタリアの対応は、「全般的な国家計画の過程を強化するのではなくて、むしろ不況地帯を開発したり、そして特殊な困難な状況にある企業や産業を救済することをねらった一連の特別に断片的な計画に干渉することにあつた⁵⁾」し、これに公共政策は支配的な役割を果たした。

1) Raymond Vernon, ed., *Big Business and the State—Changing Relations in Western Europe*, 1974.

2) Romano Prodi, Italy, Vernon, ed., *op. cit.* p. 45-p. 63.

3) *Ibid.*, p. 45.

4) *Ibid.*, p. 46. イタリア南部の問題と政策については、K. J. Allen & A. A. Stevenson, *An introduction to the Italian Economy*, 1974. p. 176-p. 216 参照、南部は次の八つの地域で構成されている。Abruzzi, Molise, Campania, Puglia, Basilicata, Calabria, Sicily, Sardinia である。*Ibid.*, p. 177. イタリアは地域開発の直接の用具として国家企業を使用した。……1957年には投資のうちの60%をそして10年間をこえる全投資の40%を南部に配備することを義務づけている。(S. Holland, *Europe's New Public Enterprises*, Vernon, *op. cit.*, p. 32-p. 33)

5) Romano Prodi, *op. cit.*, p. 46.

危機にある企業に対しての干渉というイタリア政府の政策の実行は、ほとんど排他的にイタリアの公共企業にあったし、1960年代の始めには左様な慣行は大きな産業グループの合法的な戦略の一部分として大目に見られたし、1960年代の終りまでに、そして1970年代の始めになると、そのような慣行は一連の破産をさけるための唯一の手段として考えられてきたようである⁶⁾。そのような例として ENI (Ente Nazionale Idrocarburi) による Pignone をあげている。そして公共部門が苦しんでいる企業を管理するという、政府、労働組合、及び私的な産業家の間で協定が存在したのである。

1970年代の始めになると、企業に対しての財政援助や組織的な援助を提供する目的で、公的な融資機関 GEPI (Gestioni e Partecipazione Industriale) が設立されている⁷⁾。その機関の目的は援助された企業をして財政的な健全さと自給自足をとり戻さすところの融資機関であった。真のねらいは公共部門に組入れられることになる企業の増加を阻止することにあつたし、又、一般的な社会政策を欠いているので、産業部門に於いて GEPI の救助活動を使用したのであつた⁸⁾。

(1) 産業構成の変化

1960年代のおそくと1970年代にいちじるしい推移が産業構成にあつた。それはイタリア経済の内部に於ける公共企業の重要性の増大との関連で、外国所有企業の相対的な増加と独立のイタリア企業の明確な零落であつた⁹⁾。1963年と1971年の194の代表的企業を比較したものを Romano Prodi は示している。「1963年を撰択したのは、その年に電力産業の国有化が完遂されたことと、いわゆる「経済的奇跡」の期間が終了したときであつたからだ。表によると私的なイタリアの企業 (Fiat と Montecatini-Edison を除いて) は総売上げの36.7%から1971年の26.5%へと移動した。公共企業は17.4%から19.7%へ、外

6) *Ibid.*, p. 48-49.

7) *Ibid.*, p. 49.

8) *Ibid.*, p. 50.

9) *Ibid.*, p. 50.

表1 1963年と1971年の所有パターンによって分類された最大のイタリア企業

1963			1971		
所 有	企業の数	194の代表的 企業の総売上 の%としての 売上げ	企業数	194の代表的 企業の総売上 の%としての 売上げ	売上パーセ ントにおけ る変化 1963—1971
IFI—Fiat	9	17.5%	8	15.8%	-1.7%
Montecatini	⑧ 9	6.7	} 16	12.1	+0.9
Edison	⑧ 8	4.5			
独立のイタリア企業	48	14.9	37	10.3	-4.6
他のイタリアの私的グループ	50	21.8	37	16.2	-5.7
IRI	16	13.6	25	15.6	+2.0
ENI	5	3.1	5	2.9	-0.2
他のイタリアの公的グループ	3	0.7	6	1.2	+0.5
外国所有の企業	46	17.2	60	25.9	+8.8
総 計	194	100.0	194	100.0%	

⑧ Montecatini と Edison はその期間中に合併されている。

出所 G. L. Alzona “Crisi delle grandi concentrazioni industriali” L’Impresa (November—December 1972), p. 419.

表2 1963年と1971年の所有権のパターンによっ
て分類されたイタリア最大194社の収益

所 有 権	資本及び準備金の百分率としての純利潤(或は損失)	
	1963	1971
IEI—Fiat	7.1%	(0.4)%
Montecatini	1.0	27.7
Edison	3.7	
独立のイタリア企業	6.1	1.8
他のイタリアの私的グループ	1.3	(2.6)
IRI	5.2	(9.8)
ENI	0.4	(2.3)
他のイタリアの公的グループ	(8.8)	(91.2)
外国所有企業	0.4	4.0
外国所有の石油会社	(10.6)	(10.3)
一般的平均	3.5%	(9.8)%

出所 G. L. Alzona, “Crisi delle grandi concentrazioni industriali”, p. 220.
Romano Prodi の引用。

国資本によって所有された企業は17.2%から25.9%へと移動した。(表1参照) 1971年までに主要な企業は類似の規模の四つのクラスに分けられた。即ち公共企業、外国所有の企業、Fiat と Montedison グループ、私的部門である。もし Montedison グループが公共部門とすると公的会社の重要性は、31.8%と

10) *Ibid.*, p. 57. イタリアの産業に言及する場合に無視しえないのは国家企業 IRI (The Istituto per la Ricostruzione Industriale) と ENI (The Ente Nazionale Idrocarburi) である。IRI (産業復興公社) はその運営の全般的な成功に対して、株主ではなくて国家持株省に責任を負っている。IRI のグループには次のようなものがある。電話部門の STET, これは1933年につくられたもので、払込資本の60%は IRI によって、40%は私的に所有されている。海運部門の Finmare, これは1936年につくられたもので、IRI は株式の75.2%を所有している。機械工業部門の Finmeccanica, これは1948年に創立された。Finmeccanica は20の主要会社を支配している。このグループの最大企業は Alfa Romeo であり、それは乗用車とトラックのイタリア全生産の5%から10%を占めている自動車メーカーである。造船部門では Fincantieri があり、それは1959年に Finmeccanica から分離されたものである。その資産は IRI 全体のグループの4%のみを示すだけである。Fincantieri は完全に IRI によって所有されている。鉄鋼部門では Finsider がある。それは1937年に創設されたものである。このグループの最大企業は、Italsider, Terni, Damine と Breda Siderurgica である。イタリア全鉄鋼産業における Finsider のシェアは50%から60%ぐらいである。電気部門では Finlettri があり、それは1952年に創設されたが、1963~1965年に STET と Finsider によって吸収された。その資産は新しく国有化された電気部門 ENNL に移された。金融部門では Banca Commerciale, Credite Italiano 等がある。直接参加としては、RAI (Radio and Television State monopoly) Alitalia (航空), Autostrade (高速道路) 等がある (以上 M. V. Posner, S. J. Wolf, *Italian Public Enterprise*, 1967. p. 43-p. 52)

ENI (全国炭化水素公社) は1953年3月に設立された。このグループには天然ガスの販売の SNAM, それは100% ENI によって所有されている。石油・天然ガスの開発の AGIP は80%を、石油精製の ANIC は60%をそれぞれ ENI によって所有されている。(*ibid.*, p. 53-p. 54) その他 ENI の組織については「世界の企業」3. フランス・イタリアの政府と企業、第二部 国家持株会社の実態、伊沢久昭 p. 55-p. 103 参照。「筑摩書房」ENI 副総裁、レオナルド・D. ドナン氏が日本との提携幅を広く求めて最近来日したが、ENI は79年度売上高189億8500万ドルで(米国を除く)、企業番付第四位で翼下に200社、従業員は125万人である(日本経済新聞、昭和55年11月7日)

なり大いに高められるし、事実1960年代の終りに ENI と IRI は Montedison の株式のかんりの部分を購入することを認められた」のである¹⁰⁾。

四つのグループのうちでもっとも動態的なのは外国所有の企業であった。これらの企業は国家所有の企業の力に対して主要な拮抗力をいみしたようである¹¹⁾。表2を見るとイタリアの企業の利潤が消滅した時の1960年代のおそくと1970年代の始めの困難な年の間ですら満足のいく水準の収益を示している。ヨーロッパの他の諸国はその私的企業を強化してこれに対応を示したのに対して、イタリアでは公共企業の連続的な拡張によつたのであるし、イタリアの産業信用や銀行構造もこの傾向に貢献したのである¹¹⁾。

一方、「大きな私的なイタリア企業の弱さはイタリアに於ける多国籍企業の秀れた成果に比べて、1970年代の始めにおいて、イタリア産業政策に深い影響をおよぼした¹²⁾」。これが、National Chamoion の会社の創設へのイタリア的なアプローチに明確な性格を与えた。

「イタリアにおける公的部門の重要性は、第1表のデータからあらわれるよりも大である。というのはいくつかの例において、公的な支持は国家の金融制度の干渉を通してきたものであり、その制度はその後の企業の内的な成長や外的な成長に決定的な影響を及ぼしたようである¹³⁾」。その機関の一つ、Istituto Mobiliare Italiano (IMI) はいくつかの合併に重要な役割を果たした。又、イタリアの公共企業の多くの大きさが、ヨーロッパ市場での相手と対抗するに十分大きかったとしても、国内市場においての生産、販売に「国内市場においての生産、販売に集中するように義務づけられた種々の法的なそして政治的な要因が存在していた。これらの抑制の故に公共産業 (public industry) は、国内分野における指導者になることにその成長の可能性を集中する傾向があった。このような市場の孤立は、時々、外国企業との比較で弱点の要因となつていった¹⁴⁾」のである。

11) Romano Prodi, *op. cit.*, p. 52.

12) 13) *Ibid.*, p. 54.

14) *Ibid.*, p. 55.

(2) 公共企業の運営

IRI は1930年代に企業の破産を阻止するための唯一の方然として創設されたものであり、全額政府出資によるものであり、産業と銀行、銀行と中央銀行の間の非合理的な関係をたち切り、信用機構の再編成をねらったものである¹⁵⁾。

1950年代に公共目的の全般的な用具として公共企業を使用するという可能性を見出してきたようである。1968年には IRI の企業は固定グロス国民投資の6.3%を占め、又、雇用された労働力の3%を占めていた。そして IRI の重要性は増しつづけた。このような IRI の拡張は1960年代までは論争をともなったが、その後の拡張は満場一致を得たのである¹⁶⁾。この理由として考えられるのは、第一に鉄鋼業の発展や自動車道路の第一級のネットワークのスピーディで効率的な建設にあたっての IRI の成功、第二に南部の Mezzogiorno の開発に於ける姿勢、第三に全く新しい企業家階級——イタリアの伝統的な民間のビジネスマンとは異なる社会的、文化的な基盤をもった階級の創設と形成であった¹⁷⁾。

ところで、イタリアの公共部門の哲学を適切に表現するものとして、Romano Prodi は、Pasquale Sarcono の説をとりあげている。それは市場メカニズムにおける構造的な不適切性、独占的な趨勢や他の欠点がイタリアの発展をその潜在的な成長径路をかなり下まわって維持するという見解であり、イタリアの経済は、需要のケインズ的な刺激に積極的に対応しないで公共部門のみが提供するような状態に構造的に改革する必要があるというのである¹⁸⁾。又、公共部門の独立採算制も重要な要素の一つである。公共企業の目的が利潤極大化でないにしても、利潤をあげることは政治的な構造から生ずる圧力に抵抗するために必要であったようだ¹⁹⁾。

15) 伊沢久昭, 国家持株会社の実態, 伊藤・石川・植草編「世界の企業3」p.59, 1975.

16) Romano Prodi, *Ibid.*, p.56.

17) *Ibid.*, p.57.

18) 19) *Ibid.*, p.57.

1972年には公共企業を支配していた Pasquale Sarcono の哲学はおびやかされはじめた。不況の年に生産的な部門に基金を注ぐという考え方は、循環的な安定化の装置をイタリアに導くという興味のある試みとして容易に正当化することが出来たが、わずらわしい事はこの目的のために公共企業の使用がその国の産業構造に大きなゆがみを生み出したことであり、企業の運営の独立性を減少させたのである²⁰⁾。

1962～1972年の10年間では公共企業の拡張は終了したようであるが、この変化は IRI グループとはそれほど結びつかず、むしろ ENI の核心内でおこってきた。その期間 ENI の成長はエネルギーにおけるイタリアに対しての独立性を達成するという明白な公共目的におかれていた。その後 ENI は Enrico Matties によって発展していったが、公共企業はその経営的な誤りに対して何らの方法によっても罰せられなかった。このような経営者の不死身の地位は、公共企業における官僚化の過程を促進してしまった。勿論、種々の努力が組織的な改革を通してこの趨勢を阻止しようとしたようであるが²¹⁾。

次に考えられるのは大企業の相対的な規模と国家との関連である。この関連が強化されてくると政治的、経済的なグループが発生し、それが国の生活を支配しおびやかしてくるのである²²⁾。1973年ごろになると財政独立の精神はイタリアで減退してきたようだ。そして政治的な装置と公共企業との間の混成的なむすびつきは、イタリアの産業政策を形成していく起動力になり市場経済の作用を修正した。そして裁量は政治力的手中に付与されていったのである²³⁾。

又、公的所有省の創設は公共企業の社会的目的が最高であることを確認するためであった。しかしながらその省庁は企業に関しての管理的な役割を果たしたのはまれであった。産業省の政策は特殊な産業政策を計画したり追求したりすることよりも、むしろ私的な企業部門への補給金を惜しそうに少しずつ出してやることに集中したようである²⁴⁾。

20) *Ibid.*, p. 58.

21) *Ibid.*, p. 59.

22) 23) *Ibid.*, p. 60-61.

24) *Ibid.*, p. 62.

以上見てきたように、イタリアに於いては公的企業の産業に占める地位がすこぶる大である。「公的企業は私的企業が企てようとしなかった長期の相対的な高い危険な事業にのり出したことであった。その例は天然ガスの沈澱物の利用、電力発電のための原子力設備の生産、民間の航空産業の維持である。1960年代に多国籍企業から挑戦をうけた場合、IRIはライバルの多国籍企業とともに合弁会社に参入することによって、多国籍企業の脅威に対してNational championをつくり出そうとしたのである。この場合の脅迫的な企業はIBMでありライバルの外国籍企業はRaytheonであった²⁵⁾」。

又、イタリアの公的企業は多国籍企業に逆襲するために間接的な方法をも採用した。例えば「Westinghouseは政府の提案した原子力発電所を建造するために契約にもとづいて値をつけることによって1960年代にイタリアの原子力機関の分野を先取することを試みたのである。これに対して政府はIRIに契約を割り当てたがIRIはすでに通常の発電設備のその国の主要な生産者として確立されていたのである。イタリアの国家会社の政策は公共政策に対して新しい次元を与えた。混合経済を展開することによって国家の経済的主権を強化したのである²⁶⁾」。このようにイタリアでは、経済の運営において競争の原理をコントロールしながら、公的企業はその役割を高めてきたのである²⁷⁾。

2. イギリス

1954年に世界貿易におけるイギリスの低落的なシェアに対しての警告のEconomic Surveyが発表されたが、1950年代のはじめは経済的に楽観主義の空気があり大蔵大臣は25年以内に生活水準を倍にすることが出来ると感じてい

25) Suatrt Holland, *Europe's New Public Enterprises*. Vernon, ed., *op. cit.*, p. 33, p. 34.

26) *Ibid.*, p. 34.

27) イタリア経済のすぐれた分析が、藤川鉄馬氏によってなされた「イタリア経済の奇蹟と危機」(昭和55年5月)。「産業能率大学出版部」同書は1953年から1960年に於ける奇蹟の経済成長からその後の成長率の低下のうちの物価上昇を経て、1970年に入ってから危機への軌跡を展開したものである。

たし、世界貿易における地位の低下の前兆にもかかわらず、経済政策は「高い雇用を維持し、超インフレーションを抑え、国際収支や国際的な準備通貨としてのスターリング英貨の地位を保護したりする意図で、需要管理にかんしてのケインジアンテクニックに依存するという事態を残していた」。又「1950年代のイギリスの経済政策は、これが経済安定や産業拡張に有利な環境を育成する最上の方法であったと考えられていた²⁸⁾」。

このようなマクロの経済的な技術が問題になりはじめたその疑惑の主要源は増大しつつある習慣から発生したし、その習慣は「イギリスの経済的、産業的成果及び社会的な成果を他の産業化された国、そして特に EEC の諸国の成果と比較する場合、伝染性のある公的な病気として分類されるべきだ」。そしてイギリスが成長促進力を欠いていたこと及びその救済策が示唆されるべきであったが、1950年代のイギリスのまずしい成果は、「完全雇用、国際収支の考察、インフレーションの闘いに関しての競争目標の間で均衡を維持するための試みにあった」ようだし、これらが長期間継続的に均衡することが出来ず、政府の政策は竹の棒で皿をまわしている東方の手品師の方法で処理することに後退していた²⁹⁾。

(1) 保守党政府 (1951—1964)

この期間に政府は1957年8月に生産性、物価、所得に関する審議会をつくっているが、その任務は、「世論を経済的な現実の一そうの冷静な理解に向けて教育する」ことにあった³⁰⁾。又一そう重大な改革は1961年の公共支出に関する Plowden report であった。「その最大の衝撃は、行政といういっそう伝統的な概念に代って、公共サービスにかんしての管理の観念を明らかにすること」にあった³¹⁾。

1961年に政府は急に計画を採用した。この結果が国民経済発展審議会 (Na-

28) Trevrr Smith, *The United Kingdom*, Vernon, ed., *op. cit.*, p. 87.

29) *Ibid.*, p. 88.

30) *Ibid.*, p. 98.

31) *Ibid.*, p. 89.

tional Economic Development Council—NEDC) の創設であった³²⁾。その構成メンバーは政府、実業界、組合の代表者であったし、NEDC に付属したものは、国民経済発展部 (National Economic Development Office—NEDO) であり、それは計画スタッフと産業スタッフから構成されていた。計画スタッフの任務は国家的な経済プランや関連プログラムを形成することであり、産業スタッフは連絡網—経済発展委員会 (Economic Development Committees—EDCs) を通してであるが—を提供することであった。この EDCs によって三者の契約当事者とその構成員はたがいに意志の疎通を行っていたのである³²⁾。

当初の役割を果すのに NEDO のスタッフを必要とした理由は、「第一は、NEDC のメンバーは月に回だけしかあわなかったのでメンバーは計画のプログラムの形成への実質的な貢献に重きをおくような立場におかれなかったし、他方 NEDC は計画機関の頂点におかれた。第二はたとえ産業家や組合員が NEDO—NEDC の舞台内で計画の作成に大いに貢献するように配備されたとしても、イギリス産業同盟 (Confederation of British Industries—CBI) も、いな労働組合会議 (Trades Unions Congress—TUC) も NEDO の専門家の方策と競争することは出来なかった。第三に、NEDO のスタッフは、よりいっそう積極的な役割の定義を欠いていたが、フランス国民と競うことが期待されていたのである³³⁾。又、1961年と1964年の数年間に保守党が計画にダッシュをかけた時、NEDO は年々 4% の成長率を達成しようとした。そして組合の反対に直面して賃銀設定の判定を下すために National Incomes Commission を作り Industrial Trading Act を通過させている³⁵⁾。

32) NEDC については、Stuart Holland, ed., *Beyond Capitalist Planning*, 1978, p. 123—p. 129 参照

33) Trevor Smith, *op. cit.*, p. 89.

34) *Ibid.*, p. 90.

35) *Ibid.*, p. 90.

(2) 労働党政府 (1964—1970)

1964年の新しい労働党政府は、保守党が中断したものを続行していきそのペースも知覚しうるほどになった。産業スタッフの連絡網の EDCs が化学製品、流通業、エンジニアリング産業等に設定されていき、1967年には21の EDCs が存在したのである。政府はこれを補足するために Wales, Scotland や Ulster に対しての同様な審議を一緒にしてイギリスの地方の各々に三者からなる Economic Planning Councils を確立したが、これは水平的なアンテナのネットワークを作るためであった³⁶⁾。

又、労働党政府は NEDO の経済スタッフの大部分を経済問題部 (Department of Economic Affairs—DEA) に移したが、その DEA は国家計画を作成することに責任をもっていた。この「DEA の創設は政府機関内に堂々と計画の公式化を付与したものであった³⁷⁾」。DEA は NEDO, EDCs や地域的な経済計画審議会と共に政府の計画機関を包括した³⁸⁾。そして「これらの機関は、もし計画に有利な勢いが、消散されなかったならば、公式的で合理的な包括記録のすみやかな作成の必要性を認識して1965年に国民計画 (The National Plan) を作り、そして公表したのである³⁹⁾」。

年が過ぎて1966年6月に政府は現行の危機を処置したり、平価切下げをさけるために広大なデフレ政策を導入する義務がある考え、政府は計画の精神と実体に対して直接的な完全な反対へと変って行った。そしてプランの消失の後、改革者の批判はその基礎的な仮定、準備の方法、編集の早さ、対内的な一貫性の欠如による欠点をたがいにさらすために競争したが、左様な批判は計画の複雑で必然的に不完全な性質を理解するのに失敗したのである⁴⁰⁾。計画の放棄は……計画の機関をひどく傷つけた。DEA は1969年に活動を停止したが、一方 EDCs は多忙さを続行したものと、消失したものもあるが、結局1971年までに

36) *Ibid.*, p. 91.

37) 38) *Ibid.*, p. 91.

39) *Ibid.*, p. 91.

40) *Ibid.*, p. 91-p. 92.

9つの EDCs が残ったのである。そして1966年のデフレ的な包みが計画機関の合理性を傷つけたとはいえ、それが新しい干渉主義的用具の働きに付加的な刺激と地位を与えたのである⁴¹⁾。

他の役所、技術省 (Ministry of Technology—Min Tech) が1964年につくられている。又物価と所得に対しての国民局 (National Board for Prices and Incomes—PIB) は1965年に、そして産業再編成公社 (Industrial Reorganisation Corporation—IRC) は1966年につくられている。このうち技術省は次の四つ、コンピューター、エレクトロニクス、テルコミュニケーションと工作機械の近代化や原子エネルギーに対して責任を負っていた。しかしこの省はあまりにも頭でっかちであった。さらに1965年には電気や機械エンジニアリング産業にまで対象を広めた。そして1966年7月のデフレ政策の後に、技術省は DEA の費用を負担して特権を取得した。さらに航空省を吸収して造船に対しても責任を負うようになり、1967年の造船産業法 (The Shipbuilding Industry Act) は特惠レートで4億ポンドの借款を用意したし、四つの造船所を合併して Upper Clyde Shipbuilders の形成に導いている。又、技術省は1968年には産業拡大法 (Industrial Expansion Act) によってその役割をさらに高めたのである⁴²⁾。

IRC は国際的な競争性の利益において製造業の合理化を促進しようとしたものであった⁴³⁾。IRC は当初は技術省の知的な子供であり、その関連の形式条項は⁴⁴⁾

- a. 任意の産業の発展の再編成を促進し或いは援助すること。
- b. 国務大臣によってそのように要請されたならば、任意の産業の確立或いは発展を確立したり促進させることであった。

IRC は輸入をへらし輸出を剩激することを約束した計画に優先権を与える

41) *Ibid.*, p. 92.

42) *Ibid.*, p. 92-p. 93.

43) IRC については、F. T. Blackaby, ed., *British Economic Policy 1960-74*, 1978, p. 420-p. 439 参照

44) Trevor Smith, *op. cit.*, p. 93.

こと、そして地域的な必要性の認識を講ずることが要請された。IRC は用心深く業務を始めたが、イギリス産業連合 (The Confederation of British Industries—CBI) や ICI は IRC の創設が発表された時、敵意をあらわした。ICI はそれを国家干渉の拡大の手段として、そしてすすんで生産手段の公的所有の政策をおしすすめる手段であると非難した⁴⁵⁾。しかし IRC はまもなく信頼を得、General Electric Company やいくつかの合併に参加したし、British Leyland Motor Corporation の形成を助長したが、IRC は1971年に廃止されてしまったのである。

IRCはフランスの Institut du Développement Industriel によって模倣されたし、それは1972年には産業発展の部局 (Industrial Development Executive) の型で保守党によってよみがえっている。広い視野でそして経済政策全体の大きな背景で IRC を見る時は注意深い判断が必要であり、その影響は、物価及び所得に対しての国民局と独占委員会の成果を比較しなければならぬ⁴⁶⁾。

苦情は合併育成的な IRC と独占一調査的な独占委員会をもつこの矛盾である。この両者をいかにして調和さすかである。潜在的に有益な合併と潜在的に有害な合併をいかに識別するかであった。労働党政府は1965年に独占と合併法を通過させていたので、初期には合併を有効に統治しようとした。この法律は独占委員会を強化した。しかし独占委員会はひかえ目にしか使用されなかった。これは独占委員会と IRC と PIB との三者を比較すれば推量することが出来る。即ちその裁決の時間の長さに関係する。商業省によって独占委員会に言及された合併を裁決するのに、独占委員会は6ヵ月を要したのに、IRC はすばやく行動することが出来たし、PIB は合併に関連した賃銀或いは物価提案には3ヵ月以内に報告したからである。実業界も政府も IRC の努力を抑制しなかったようだし、又 IRC の独立性を強調するために最初から IRC にフリーハントを与えていた⁴⁷⁾。

独占委員会はビジネスの幹部よりも、法律家によって統轄されていたし、そ

45) *Ibid.*, p. 94.

46) *Ibid.*, p. 94-p. 95.

のメンバーの年齢構成から、伝統的なイギリスの特別基盤で行動したのである。独占委員会は1948年の独占及び制限的慣行法 (the Monopoly and Restrictive Practice Act) にもとづいて設置されたものであり、その設立時からメンバーにとどまっていたものもある。それに対して PIB はその運営は組織的であった⁴⁷⁾。労働党政府は任期の最後の数ヶ月に PIB と独占委員会を産業と人力に関する単一の委員会 (Single Commission on Industry and Manpower—CIM) に結合する意図を発表したが、それは合理化を達成しようとしたものであった。CIM の哲学、スタイル、方法は独占委員会よりも PIB のそれに似ていた。1960年代の経済運営の失敗の一つは IRC と独占委員会との間の理にかなったバランスを維持することの失敗であった⁴⁸⁾。

(3) 保守党政府 (1970—1972)

1970年の選挙の結果は CIM の創設を妨げたばかりでなく、又 IRC と PIB の廃止に導いた。保守党の声明は経済的な自由主義の強力な要因を含んでいたし、新政府は競争を高め、干渉主義を排除する政策を追求する意図をもっていた。そして政府から産業への補助金や認可の流れを制限したり、労働党政府によって導入されたいくつかの選択的な財政用具の使用をさげようとした⁵⁰⁾。保守党政府は労働党政府が中止したものを促進した。その一つは産業関連法

(Industrial Relation Act) を通過させたことであり、それは産業関連委員会 (Commission on Industrial Relations—CIR) の地位を高めたのである。その二は技術省を拡大して通商産業省 (Department of Trade and Industry—DTI) を設置したことである。DTI は統合的なそして包括的な国民産業政策をつくり出すのに、よりベターな立場にあった。1972年の白書では産業発展の融資を援助するために 5 億5500万ポンドの産業債の導入を発表している。こ

47) *Ibid.*, p.95-96. 1965年の独占と合併法は労働党の競争政策における政府の役割を示した最初の動きであった (E. T. Blackaby, *op. cit.*, p.419).

48) Trevor Smith, *op. cit.*, p.96-p.97.

49) *Ibid.*, p.97. 1964—1970年の労働党の政策にかんしては、F. T. Blackaby, *op. cit.*, p.425-p.428 参照

れは産業発展局 (Industrial Development Executive—IDE) の型で IRC を復活させたのであり、IRC と IDE の主要なちがいは IDE が大臣の直接支配下にあったこと、そして DTI 内に配置されたことであった⁵¹⁾。

1972年のおそくに公正取引法案を發表したが、それは消費者保護の改善と独占の統治をつくりなおそうとしたものであった。この法案は1973年に公正取引法 (The Fair Trading Act) となったが、これによって公正取引庁長官及び公正取引庁が新設されている⁵²⁾。又、独占委員会は独占と合併の委員会 (Monopolies and Mergers Commission—MMC) と呼ばれるようになった。そして五つの指導原理が、独占が公益的であるかどうかについて、委員会を援助するために制定されている。独占のいっそう厳密な定義がなされて、市場シェアが3分の1から4分の1に引下げられている⁵³⁾。この法案に対しての The Guardian の評価は次のようであった。「この法案は一方では消費者を保護することに對してより良い措置を提供したが、競争を促進するだろうということ

0) *Ibid.*, p.49. イギリスの保守党の経済政策に関しては、Nigel Harris, *Competition and the Corporate Society*, 1972 及び F. T. Blackaby, *op. cit.* 参照

51) Trevor Smith, *op. cit.*, p.98.

52) 公正取引法については、P. H. Guenault & J. M. Jackson, *The Control of monopoly in the United Kingdom, 1974*, p.138-p.148. 及び Dennis Swann, Denis P. O'Brien, W. Peter J. Maunder, W. Stewart Howe, *Competition in British Industry*, 1974, p.215-p.222 参照

53) Trevor Smith, *op. cit.*, p.99. 公正取引法は公益条項を変更した。その基準は、1948年以来変更されなかった。公正取引法84条には次のごとく規定されている。

- (a) イギリスにおいて、財及びサービスを供給する人々の間で有効な競争を維持したり促進したりすること。
- (b) 価格及び供給された財やサービスの質とバラエティの点で、イギリスにおいて消費者、購買者、使用者の利益を促進すること。
- (c) 競争を通してコストの減少をすすめる、そして現存市場への新規参入をすすめること。
- (d) イギリスにおいて産業や雇用の均等した配分を維持したり、促進すること。
- (e) イギリスにおいて財の生産者及び財とサービスの供給者の被害にかんして、イギリスの外の市場における競争活動を維持したり、増進したりすること。

以上の五つが考慮されることになっている (Swam, O'Brien, Maunder, Howe, *Competition in British Industry*, 1974, p.218.)。

は殆んど含まれていないということであった⁵⁴⁾」。

(4) イギリス産業連盟の活動と合併

1960年代の始め頃は産業の代表者は三つの組織—イギリス産業連邦 (Federation of British Industries—FBI), イギリス雇用者連合, イギリス製造業者の国民協会—に帰属させられていた。これらが1965年にイギリス産業連盟 (Confederation of British Industries—CBI) を結成して単独の意志決定機関となった。「CBI が反対の会員を含めて統一された態度を維持することは容易でなかった。即ち私的部門の企業の利益はつねに国家部門の利害と調和しなかったし, 小企業の必要性は大会社の必要性と一致しなかったし, 新しく拡大した産業の必要条件と相対的に減退的である古い産業の必要条件との間にも衝突があった⁵⁴⁾」。

CBI が運営した方法に目をさますような二つの表明があった。第一は自由企業の長所を促進するための1967年の産業政策グループ (Industrial Policy Group—IPG) の形成であった。この構成メンバーは, Danlop, Beechams, Shell, Unilever, Guinness, のような主要会社からなる24人のビジネスマンで構成された。第二は, 前のイギリス製造業者の国民協会のうち, 若干の意見を異にするメンバーによって1968年に, より小なるビジネス協会 (the Smaller Business Association—SBA) の形成であった。これに対して CBI は小企業を処理するためにそれ自身の小さな企業協議会をつくった⁵⁶⁾。

1972年のおそくに発表された Lord Devlin リポートは CBI とイギリス商工会議所協会を合併し, イギリスビジネス連合 (Confederation of British Business—CBB) の創設を勧告したが, イギリス商工会議所協会は Devlin の提案を承認したが, CBI はそれとの合併を拒否してしまったのである。CBI は1971年に価格に関して12ヶ月の制限を宣言するにあたってイニシアティブをとったし, 低賃金労働者, 老人, 家のない人々の苦境に関心があるものとし

54) Trevor Smith, *op. cit.*, p. 99.

55) *Ibid.*, p. 100.

56) *Ibid.*, p. 101.

て、ビジネスの利害の保護者としてその主要な役割を偽装しようとしたらしい⁵⁷⁾。

1960年代には、個々の企業は合併することに対しての傾向を自由に行使した。政府は企業の研究と開発の能力を高めて、効率を高める合同を助長したが10年が経過すると合併に対してのビジネスの動機も変化した。例えば製造業では最大28社は1961年には純資産の39%を所持した。1968年までにその所有は51%にまで増加した。初期の合同は合理化を通して効率を促進してきた⁵⁸⁾。1963年から1977年にかけての合併の数は Financial Times によれば次のようになっている⁵⁹⁾。この表によると、1972—73にかけて合併が多かったことがわかる。

年	数	年	数
1963	888	1970	793
1964	940	1971	884
1965	1000	1972	1210
1966	807	1973	1205
1967	763	1974	504
1968	946	1975	315
1969	907	1976	353
		1977	482

出所 Financial Times, May. 11. 1978, p. 22.

った政策を展開したりする可能性にかんしては、疑惑をいただいたままであった⁶⁰⁾。

イギリスの政権は1960年代から1970年代前半にかけて保守党が3回、労働党が2回、内閣を組閣している。その間公共政策は、政権を把握したものが、前

イギリスの経済政策についての論評は意志決定における政治的要因を軽視する傾向にあった。そしてこの傾向は二つの政党の競争のシステムの性質と影響を無視することによって明らかにされてきた。1970年代の始めには次の10年間の、Great Britainの政府と企業との間の関係の方向は予測することは困難であった。合併を有効に統治したり、多国籍企業の運営に関して筋の通

57) *Ibid.*, p. 102.

58) *Ibid.*, p. 103.

59) Walter C. Neal, *The British Economy—Toward a decent Society*, 1980, p. 59. 1956—1973の独占と合併の動きについては、P. H. Guennault & J. M. Jackson, *The control of Monopoly into United Kingdom*, 1974, p. 111—p. 137 参照。

60) Trevor Smith, *op. cit.*, p. 103—104.

公共政策について

政権のもとで廃止されたものをよみがえらしたりしている。例えば IRC の IDE という型での復帰、或いは 1965 年の独占と合併法が公正取引法に吸収されたりしている。これは我が国の長期政権の公共政策と比較した場合、政策の運営が弾力的であるといえるかもしれぬ。その後イギリスはフランス、イタリア、ベルギーにおくれること 15 年の後、1973 年に EEC に参加したがその後の展開は後日に期したい。

